**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**小規模多機能型居宅介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | ﾁｪｯｸ | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　基本方針<法第78条の3第1項> | □　要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。　　◆平１８厚令３４第６２条　◎　通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊　を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。　　◆平１８解釈通知第３の四１ | 適・否 |  |
| 第１の２　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。□　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準<法第78条の4第1項>１　通則（用語の定義） | 以下、用語の定義を理解しているか。□　常勤換算方法　　◆平１８解釈通知第２の２（１）　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。□　「勤務延時間数」　　◆平１８解釈通知第２の２（２）　　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。□　「常勤」　　◆平１８解釈通知第２の２（３）　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。□　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」　　◆平１８解釈通知第２の２（４）　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。□　「前年度の平均値」　　◆平１８解釈通知第２の２（５）　　人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。　【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】　　前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり　・新設又は増床の時点から6月未満の間　…　通い利用定員の90％　（但し、３以上の数で、指定の際にあらかじめ届け出た利用者見込数を前提に算定することとしても差し支えない。）　・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間　…　直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数　・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合　…　直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数　・減床の場合（減床後の実績が3ヶ月以上ある場合）…　減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数　 | 適・否 | 【常勤換算方法】併設事業所への兼務者の有・無【　有 ・ 無　】（有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか⇒【はい ・ いいえ】【勤務延時間数】常勤の従業者が勤務すべき時間数週　　　　時間育休や短時間勤務制度等を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は、通知やＱ＆Ａどおりか【前年度の利用者数の平均値】　　　　　　人（小数第2位以下を切上げ）※新設等の場合は左記のとおり算出しているか |
| ２　従業者の員　　数 | 従業者□　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上、訪問サービスの提供にあたる従業者を１以上配置しているか。　　◆平１８厚令３４第６３条第１項　〔算出例（望ましい配置の例示）〕　　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数　　　　　人÷３＝　　.　　人⇒　　　人＋１人＝　　　人　(a)　前年度の通いサービスの利用者数の平均　　　　　　　　　　　　＊小数点以下繰上げ　　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数（暦月）（　　　年　　月分）（　　　時間－　　　時間）÷４週間÷　　　時間　　　4週の総勤務時間数　うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数　　常勤職員の1週の勤務時間　　　＝　　.　　　人　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な日々の必要な介護従事者の延勤務時間数　　　　　人(a)×　　　時間　⇒　　　　時間　※１　　　　　　　　常勤の勤務時間（1日）　　【夜間及び深夜の時間帯】　　　　　：　　～　　　：　　（※夜勤時間ではないので注意）　　例．通い利用者15名、常勤の勤務時間を１日８時間とし、日中勤務時間帯を午前６時から午後９時までの15時間とした場合の必要な日中勤務時間数　　　午前６時から午後９時までの15時間の間に、８時間×（15÷３）人＝延40時間勤務分の通いサービスの提供に加え、日中の訪問サービスに要する８時間の計48時間の勤務時間数を確保する必要がある。　◎　日々の通いのサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要があるが、単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）②ハ□　夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）②ロ□　夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者を１以上、宿直勤務を行う介護従業者を１以上配置しているか。　　◆平１８厚令３４第６３条第１項　◎　宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜勤及び深夜の勤務を行う介護従業者を配置しないことができる。　　◆平１８厚令３４第６３条第５項、平１８解釈通知第３の４の２（１）②へ　◎　宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、連絡を受けた後、事業所から登録者宅への訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）②へ□　介護職員の場合　　①指定認知症対応型共同生活介護事業所　②指定地域密着型特定施設　③指定地域密着型介護老人福祉施設　④指定介護老人福祉施設　⑤介護老人保健施設　又は⑥介護医療院（※１）が併設されている場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、併設された施設等の職務に従事することができる。　　　◆平１８厚令３４第６３条第６項□　看護師又は准看護師の場合　　①上記※１の施設等　②指定居宅サービスの事業を行う事業所　③指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　④指定地域密着型通所介護　又は⑤指定認知症対応型通所介護事業所のいずれかが同一敷地内にある場合であって、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同一敷地内の施設等の職務に従事することができる。　　　◆平１８厚令３４第６３条第６項□　人員配置基準の基礎となる利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　　◆平１８厚令３４第６３条第２項□　介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっているか。　　　◆平１８厚令３４第６３条第３項　◎　サテライト事業所においては、訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護従業者を常勤換算方法で1以上ではなく、1名以上配置することで足りることとしている。なお、本体事業所とサテライト事業所における訪問サービスは一体的に提供することが可能であり、本体事業所小規模多機能型居宅介護従業者はサテライト事業所の登録者に対し、サテライト事業所の小規模多機能型居宅介護従業者は本体事業所及び当該本体事業所に係る他のサテライト事業所の登録者に対し、それぞれ訪問サービスを提供できる。また、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、指定小規模多機能型居宅介護事業所から離れた特別養護老人ホーム等の職員が行う形態は認められない。特別養護老人ホーム等における職員が非常勤である場合には、非常勤として勤務する以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所に勤務し、通いサービスや宿泊サービスも含めた業務を行うことは差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）②ニ□　介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師であるか。※　常勤を要件としておらず、毎日配置する必要はない。また、サテライト事業所においては、本体事業所の看護師又は准看護師が適切にサテライト事業所の登録者に対する健康管理等を行うことができる場合、小規模多機能型居宅介護従業者のうち、看護師又は准看護師を置かないことができる。　　　◆平１８厚令３４第６３条第４項、平１８解釈通知第３の４の２（１）②ホ　*H30　Q&A　Vol.6　問３**通所介護、地域密着型通所介護の看護職員の配置基準については営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、他の医療機関等の看護職員とサービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されている取り扱いとしたところである。**しかしながら、やむを得ず看護職員の確保が困難となった場合には、速やかに人員確保をするべきであるものの、看護職員が確保されるまでの間、看護職員が行うバイタルチェックなどの健康管理や必要に応じて行う利用者の観察等の業務については、医師又は歯科医師が代替して行うことは可能であると解することとして差し支えない。小規模多機能型居宅介護及び介護小規模多機能型居宅介護の看護職員の配置基準についても同様とする。**また、この場合、これらのサービスにおいて看護職員又は介護職員等の配置を要件とする加算のうち、通所介護、地域密着型通所介護の認知症加算及び口腔機能向上加算並びに小規模多機能型居宅介護の訪問体制加算については、看護職員又は介護職員等の業務を医師又は歯科医師が代替して行うことが可能であると解することとして差し支えないが、各々の加算要件を変更するものではないことから、勤務形態等その他の要件はすべて満たす必要があるので留意されたい。*□　介護従業者は、介護等に対する知識、経験を有する者であるか。　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）②イ□　併設の認知症対応型共同生活介護事業所（1ユニット）と夜勤を兼務していないか。　　◆平18小規模多機能型居宅介護の指定基準、介護報酬に関するＱ＆Ａ問５２　◎　小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所等が１ユニットである場合に限り、夜勤を行う職員の兼務を行っても差し支えない。　　　この場合も、小規模多機能型居宅介護事業所には宿直職員１名が必要である。　*Ｈ27.4.1Ｑ＆Ａ　　問2**問　育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についての計算方法は。**→　常勤換算方法については、従前どおりであり、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にならない。*サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）①①　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の実施にあたっては次の要件を満たしているか。　イ　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有するものであるか。この場合、指定小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意すること。また、「３年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算すること。　ロ　サテライト事業所は、本体事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいう。）を有する必要があるが、ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指すものであること。　　ａ　事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること。　　ｂ　当該本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること。　ハ　サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、次に揚げる要件をいずれも満たしているか。　　ａ　本体事業所とサテライト事業所の距離は自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。　　ｂ　１の本体事業所に係るサテライト事業所の数は２箇所までとすること。　ニ　本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏内に所在することが望ましいが、隣接する市町村における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所とすることも差し支えない。　介護支援専門員□　登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しているか。　　　◆平１８厚令３４第６３条第１０項□　利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務、又は併設する上記＜介護職員の場合＞の①～⑥、＜看護師又は准看護師の場合＞の①～⑤の施設のいずれかが併設されている場合は、当該施設等の職務に従事することができる。　　　◆平１８厚令３４第６３条第１０項ただし書　◎　利用者の処遇に支障がない場合、管理者との兼務可。また非常勤でも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の４の２（１）③ロ□　介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修（小規模多機能サービス等計画作成担当者研修）を修了しているか。　　　◆平１８厚令３４第６３条第１１項、平１８解釈通知第３の４の２（１）③イ□　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する小規模多機能サービス等計画作成担当者研修を修了しているものを置くことができる。　　　◆平１８厚令３４第６３条第１２項 | 適・否 | 利用者数は前年度の平均値であることに注意※１日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが望ましい⇒毎日でなく、常勤換算方法（４週間）で配置が不足する場合は人員基準違反従業者（看護職除く）　　　　人のうち介護資格有　　　　人計画作成担当者　　　人中計画作成担当者研修修了証　　　人分有介護支援専門員登録証　　　人分有 |
| ３　管理者 | □　専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。　　　◆平１８厚令３４第６４条第１項□　事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。　　◆平１８厚令３４第６４条第１項　◎　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない態勢となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）　　◆平１８解釈通知第３の四の２（２）①　ロ□　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。　　◆平１８厚令３４第６４条第２項□　管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（法第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。　　◆平１８厚令３４第６３条第３項□　管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。　　　◆平１８厚令３４第６３条第３項、平１８解釈通知第３の４の２（２）②　◎　管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の京都府における研修の開催状況を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、南丹市から推薦を受けて京都府に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の４の２（２）②*Ｈ27.4.1Ｑ＆Ａ　　問3**問　事業所の管理者についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象者となるのか。**→　労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてよい。なお、管理監督者については、同法の解釈として労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきとされている。このため、職場で「管理者」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第１項の措置とは別に、同項の所定の労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。* | 適・否 | 兼務【　有 ・ 無　】兼務する事業所名・職種名（　　　　　　　　）実務経験年数（　　　　　　　）管理者研修修了証　【　有 ・ 無　】 |
| ４　代表者 | □　代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。　　◆平１８厚令３４第６５条　◎　法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の４の２（３）①□　代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了しているか。　　　◆平１８厚令３４第６５条、平１８解釈通知第３の４の２（３）②　◎　代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の４の２（３）② | 適・否 | 開設者研修修了証　【　有 ・ 無　】受講者名：　　　　　　　　　受講年月日：　　　　　　　　　 |
| 第３　設備に関する基準<第78条の4第2項>１　登録定員び利用定員 | □　登録定員※は２９人以下（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）となっているか。　　◆平１８厚令３４第６６条第１項　　※介護予防小規模多機能型居宅介護事業を同一の事業所において一体的に運営されている場合は、登録者の合計数　◎　複数の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用は認められない。　　　◆平１８解釈通知第３の４の３（１）①　◎　併設の有料老人ホーム入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは可能である（ただし、特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護報酬は算定できない。）　　　養護老人ホームの入居者が指定小規模多機能型居宅介護を利用することは想定されていない（養護老人ホームは、措置費の下で施設サービスとして基礎的な生活支援が行われている）。　　　◆平１８解釈通知第３の４の３（１）③□　通いサービスの利用定員は、登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）までか。　　　◆平１８厚令３４第６６条第２項第１号

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| ２６人又は２７人 | １６人 |
| ２８人 | １７人 |
| ２９人 | １８人 |

　　◎　この場合における利用定員については、一日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限を指すものであり、１日当たりの延べ人数でないことに留意すること。　　◆平１８解釈通知第３の４の３（１）②□　宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては６人）までか。　　◆平１８厚令３４第６６条第２項*Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問１６２**登録定員26人以上29人以下とする場合には、同時に通い定員を16人以上にすることが必要になるのか。**→　必ずしも通い定員の引き上げを要するものではない。通い定員を16人以上とするためには、登録定員が26人以上であって、居間及び食堂を合計した面積について、利用者の処遇に支障がないと認められる充分な広さを確保することが大切である。**Ｈ27Ｑ＆Ａ　Vol.１　問１６３**通い定員を16人以上18人以下にする場合の要件として、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（一人あたり３㎡以上）」とあるが、居間及び食堂として届け出たスペースの合計により確保することが必要なのか。**→　原則として、一人あたり３㎡以上である必要がある。ただし、例えば、居間及び食堂以外の部屋として位置付けられているが日常的に居間及び食堂と一体的に利用することが可能な場所がある場合など、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている」と認められる場合には、これらの部屋を含めて「一人３㎡以上」として差し支えない。**Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２　問２５**通いサービスの利用定員は、同時にサービス提供を受ける者の上限を指すものであり、実利用者数の上限を指すものではない。例えば、午前中に15人が通いサービスを利用し、別の10人の利用者が午後に通いサービスを利用することも差し支えない。* | 適・否 | 登録定員　　　名通い定員　　　名宿泊定員　　　名併設有料老人ホーム（住宅型、サービス付高齢者住宅）【　有 ・ 無　】有の場合、入居者のうちの利用者数（　　　　　）名※同一建物減算に留意 |
| ２　設備及び備品等 | □　居間及び食堂の合計した面積は、機能を十分に発揮しうる適当な広さ（「３㎡通いサービスの利用定員」以上が望ましい。）であるか。　　　◆平１８厚令３４第６７条第２項第１号　◎　居間及び食堂は同一の場所とすることができるが、それぞれの機能が独立していることが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の４の３（２）②イ　◎　通いサービスの利用定員について15人を超えて定める事業所にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ（１人当たり３㎡以上）を確保することが必要である。　　◆平１８解釈通知第３の４の３（２）②ロ□　一の宿泊室の定員は１人となっているか。　　ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人可。　　　◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号イ□　一の宿泊室の床面積は7.43㎡以上であるか。　◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ロ【個室以外の宿泊室を設ける場合】□　個室以外の宿泊室を合計した面積は、7.43㎡×（宿泊サービスの利用定員－個室の定員数）以上となっているか。　　◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ハ□　パーティションや家具など（カーテンは不可）により、利用者同士の視線の遮断が確保されているか。　　　◆平１８厚令３４第６７条第２項第２号ハ、平１８解釈通知第３の４の３（２）③イ□　居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えているか。　　◆平１８厚令３４第６７条第１項　◎　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。　　◆平１８解釈通知第３の４の３（２）①□　上記設備は、専ら指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものであるか。　　ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、この限りでない。　　◆平１８厚令３４第６７条第３項□　当該事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。　　◆平１８厚令３４第６７条第４項□　当該事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第３に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。　　◆平１８厚令３４第６７条第５項 | 適・否 | 直近レイアウト変更　　　年　月届出図面と変更ないかあれば変更届が必要 |
| 第４　運営に関する基準<第78条の4第2項>１　内容及び手続の説明及び同意 | □　指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該事業所から指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の７準用　◎　記載すべき事項は以下のとおり　　　ア　運営規程の概要　　イ　介護従業者の勤務体制　　ウ　事故発生時の対応　　エ　苦情処理の体制　　オ　第三者評価の実施状況　等　※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。　　　◆平１８厚令３４第３条の７第２項準用□　前項の同意については、書面によって確認しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２）①準用 | 適・否 | 利用者　　　人中重要事項説明書　　　人分有★運営規程と内容に不整合ないか確認 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　　　◆平１８厚令３４第３条の８準用　◎　提供を拒むことのできる正当な理由　　平１８解釈通知第３の１の４（３）準用　　①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　　②　利用者申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③　その他利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合 | 適・否 | 過去1年間に利用申込みを断った事例【　有 ・ 無　】上記有の場合の理由 |
| ３　サービス困難時の対応 | □　利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の９準用 | 適・否 | 左記事例【　有 ・ 無　】 |
| ４　受給資格等の確認 | □　指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。　　◆平１８厚令３４第３条の10第1項準用□　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。　　◆法７８条の３第２項　◆平１８厚令３４第３条の１０第２項準用 | 適・否 | 確認方法（申請時にコピー等）記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | □　指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用□　申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（５）①準用□　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第２項準用　 | 適・否 | 事例【　有 ・ 無　】あれば対応内容 |
| ６　心身の状況等の把握 | □　介護支援専門員が開催するサービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　　　◆平１８厚令３４第６８条　◎　テレビ電話装置等を活用して行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１） | 適・否 |  |
| ７　居宅サービス事業者等との連携 | □　居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第６９条第１項□　利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師と密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第６９条第２項□　サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っているか。　　◆平１８厚令３４第６９条第３項□　サービスの提供の終了に際して、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供や保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第６９条第３項 | 適・否 |  |
| ８　身分を証する書類の携行 | □　訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示するよう指導しているか。　　◆平１８厚令３４第７０条□　身分を証する書類には、事業所の名称、提供にあたる者の氏名を記載しているか（写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい）。　　　◆平１８解釈通知第３の４の４（３） | 適・否 | 身分証【　有 ・ 無　】 |
| ９　サービス提供の記録 | □　サービスを提供した際には、提供日、内容、保険給付額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１８第１項準用□　提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。　◎　記録すべき事項　◆平１８厚令３４第３条の１８第２項準用、平１８解釈通知第３の１の４（１２）②準用　　　□　サービスの提供日　　　□　提供した具体的なサービスの内容　　　□　利用者の心身の状況　　　□　その他必要な事項 | 適・否 | 記録確認。記載なければ提供なしとみなす。 |
| 10　利用料等の受領 | □　法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　　◆平１８厚令３４第７１条第１項□　法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。　　◆平１８厚令３４第７１条第２項□　下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　　　◆平１８厚令３４第７１条第３項、第４項、第５項　　①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　　②　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要した交通費の額　　③　食事の提供に要する費用　　④　宿泊に要する費用　　⑤　おむつ代　　⑥　その他の日常生活費　＜事業所で費用の支払いを受けている「⑥その他の日常生活費」の例を下記に記入＞　　・　　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　※上記その他の日常生活費が、あいまいな名目（例：運営費、日常生活費、教養娯楽費等）となっていないか。　　　⇒保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、重説等で当該費用の具体的な内訳を示すことにより、利用者等に説明し、利用者等の希望（同意）を確認しているか。□　利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。　　　◆平１８解釈通知第３の４の４（４）②　※　事業者により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供とは関係のないもの（利用者の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」と区別し、請求できる。　◎　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。　　　この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。　　◆平１２老振７５、◆老健１２２連番　◎　上記①～⑥に掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。□　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領収証を交付しているか。　　◆法第４１条第８項準用□　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　　◆施行規則第６５条準用 | 適・否 | 領収証等で1割負担を確認できるか償還払対象で10割徴収の事例【　有 ・ 無　】左記①～⑥の費用の支払いを受けている利用者【　有 ・ 無　】 |
| 11　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２０準用 | 適・否 | 法定代理受領サービス以外の利用者【　有 ・ 無　】 |
| 12　指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | □　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第７２条第１項□　自ら提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行っているか。　　◆平１８厚令３４第７２条第２項□　自己評価の結果を公表しているか。　　◆平１８厚令３４第７２条第２項 | 適・否 | 自主点検の実施【　有 ・ 無　】 |
| 13　指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | □　地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、妥当適切に行っているか。　　　◆平１８厚令３４第７３条第１号　◎　週１回程度の利用でも算定可能だが、利用者負担等を勘案すれば合理的な利用ではないので、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要である。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（５）①　◎　宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかし、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適正にサービスが利用できるよう、利用調整を行うことが必要である。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（５）①*Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１５**問　小規模多機能型居宅介護では、サービスの提供回数に制限は設けてはならないと考えるが、登録者が事業者の作成した小規模多機能型居宅介護計画より過剰なサービスを要求する場合、事業所は登録者へのサービス提供を拒否することは可能か。**答　他の利用者との関係でサービスの利用調整を行う必要もあり、必ずしも利用者の希望どおりにならないケースも想定されるが、こうした場合には、利用者に対して希望に沿えない理由を十分に説明し、必要な調整を行いながら、サービス提供を行うことが必要である。*□　利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。　　　◆平１８厚令３４第７３条第２号□　小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように、機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第７３条第３号□　介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。　　◆平１８厚令３４第７３条第４号□　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。　　　◆平１８厚令３４第７３条第５号□　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第７３条第６号□　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第７３条第７号　イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　　◆平１８厚令３４第７３条第７号イ　◎　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（５）④　　　基準第73条第７号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　　また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　指定小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。　　①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。　　②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。　　③身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。　　④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。　　⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。　　⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。　ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　　◆平１８厚令３４第７３条第７号ロ　◎　身体的拘束等の適正化のための指針　　◆平１８解釈通知第３の四の４（５）⑤　　　指定小規模多機能型居宅介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　①事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方　　②身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針　　④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針　　⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針　　⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針　　⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針　ハ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。　　◆平１８厚令３４第７３条第７号ハ　◎　身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（５）⑥　　　介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該小規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。□　通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはいないか（介護予防含む）。　　◆平１８厚令３４第７３条第７号　◎　「著しく少ない状態」とは･･･登録定員のおおむね３分の１以下　　※登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が８人以下　　　◆平１８解釈通知第３の４の４（４）④□　登録者に対して、通い、宿泊及び訪問サービスを合わせて概ね週４日以上行っているか（介護予防含む）。　　　◆平１８厚令３４第７３条第８号、平１８解釈通知第３の４の４（５）⑤〔算出方法〕　　　　回÷（　　　日×　　　人－　　　日）×７日＝　　　回　サービス提供回数合計　算定月の日数　　 登録者数　　月途中利用開始(終了)者の利用開始前（終了後）日数　　◎　訪問サービスは、身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味で声かけ等を行った場合でも訪問サービスの回数に含めて差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（５）⑤　◎　通いサービスについて、１人の登録者が１日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。　　　◆平１８留意事項通知第２の５（３）①イ　◎　宿泊サービスについて、１泊を１回として算定すること。但し、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを１回とし、計２回として算定すること。　　◆平１８留意事項通知第２の５（３）①ハ*Ｈ21.3.23Ｑ＆Ａ　　問１２７**問　サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。**答　利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数に含めることはできない。*□　通いサービス及び訪問サービスを提供しない日でも、電話による見守り等、利用者対して何らかの形で関わっているか。　　　◆平１８解釈通知第３の４の４（５）⑤ | 適・否 | 恒常的に週１程度の利用者、ほぼ毎日宿泊の利用者（重度が前提）【　有 ・ 無　】上記有の場合、運営推進会議への報告・評価【　有 ・ 無　】過去1年間に身体拘束を行った件数　　　　件中身体拘束の記録　　　　件分有イ～ハについて令和７年３月３１日までは努力義務（経過措置）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催　　　　回身体拘束等の適正化のための指針【　有 ・ 無　】身体拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）　　　　回新規採用時の研修【　有 ・ 無　】左記については、減算規定有（サービス提供が過少である場合の減算） |
| 14　居宅サービス計画の作成 | □　管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。　　◆平１８厚令３４第７４条第１項□　登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っているか。　　　◆平１８厚令３４第７４条第２項　〔指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針の主な概要〕　①　利用者の居宅訪問及び面接による課題把握（アセスメント）　　（記録類）支援経過記録、アセスメントシート等　②　居宅サービス計画原案の作成　③　担当者の情報共有及び居宅サービス計画原案に対する意見聴取のためのサービス担当者会議の開催　　（記録類）支援経過記録、サービス担当者会議の要点等　　（福祉用具貸与事業所等他事業所の担当者も含め、全担当職種に意見聴取ができているか。）　④　利用者に対する居宅サービス計画原案の説明及び文書による同意並びに居宅サービス計画書の交付　　（説明、同意、交付が記録で確認できるか。）　⑤　少なくとも月1回の利用者の居宅訪問による居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）及びモニタリング結果の記録　　（記録類）支援経過記録、モニタリングシート等　⑥　以下の場合のサービス担当者会議の開催　　イ　要介護更新認定を受けた場合　　ロ　要介護状態区分の変更の認定を受けた場合　　（記録類）支援経過記録、サービス担当者会議の要点等*Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１４**問　小規模多機能型居宅介護は、あらかじめサービスの利用計画を立てていても、利用日時の変更や利用サービスの変更(通いサービス→訪問サービス）が多いが、こうした変更の後に、「居宅サービス計画」のうち週間サービス計画表（第3表）やサービス利用票(第7表）等を再作成する必要があるのか。**答　当初作成した「居宅サービス計画」の各計画表に変更がある場合には、原則として、各計画表の変更を行う必要があるが、小規模多機能型居宅介護は、利用者の様態や希望に応じた弾力的なサービス提供が基本であることを踏まえ、利用者から同意を得ている場合には、利用日時の変更や利用サービスの変更（通いサービス→訪問サービス）の度に計画の変更を行う必要はなく、実績を記載する際に計画の変更を行うこととして差し支えない。* | 適・否 | 利用者　　　　人中居宅ｻｰﾋﾞｽ計画　　　　人分有左記①～⑥が各記録で確認できるか |
| 15　法定代理受領サービスに係る報告 | □　毎月、市町村（国民健康保険団体連合会）に対して、給付管理票を提出しているか。　　　◆平１８厚令３４第７５条 | 適・否 |  |
| 16　利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | □　登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他登録者からの申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。　　　◆平１８厚令３４第７６条 | 適・否 |  |
| 17　小規模多機能型居宅介護計画の作成 | □①　管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。　　◆平１８厚令３４第７７条第１項□②　介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等）の確保に努めているか。　　　◆平１８厚令３４第７７条第２項、平１８解釈通知第３の４の４（９）②□③　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。　　◆平１８厚令３４第７７条第３項□④　利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第７７条第３項□⑤　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　　◆平１８厚令３４第７７条第４項□⑥　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３４第７７条第５項□⑦　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第７７条第６項□⑧　⑦の計画の変更について、②～⑥の規定を準用しているか。　　　◆平１８厚令３４第７７条第７項□⑨　短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している場合、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護計画の求めがあった際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。　　　◆平１８解釈通知第３の４の４（９）④*Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.２　問27　（抜粋）**居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画に記載する内容が重複する場合は、いずれかの計画に当該内容を記載する。**なお、小規模多機能型居宅介護の居宅サービス計画等の様式については、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて（ライフサポートワーク）」として調査研究事業の成果がとりまとめられており、こうした様式例等も参考とし、適宜活用されたい。* | 適・否 | ②利用者の多様な活動の確保に努めた計画となっているか【 はい ・ いいえ 】③アセスメント記録【　有 ・ 無　】⑤利用者またはその家族の同意があるか⑥交付が確認できるか⑦モニタリング・介護計画の見直し頻度⇒概ね　　　箇月ごと |
| 18　介護等 | □　利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るように、利用者の人格に十分配慮して介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第７８条第１項□　利用者の負担により、小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。　　◆平１８厚令３４第７８条第２項　◎　利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。　　　ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。　　　平１８解釈通知第３の４の４（１０）③□　食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うように努めているか。　　　◆平１８厚令３４第７８条第３項、平１８解釈通知第３の４の４（１０）③*Ｈ18.9.4Ｑ＆Ａ　　問３７**小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助（公共交通機関等での通院介助）も含まれる。**Ｈ19.2.19Ｑ＆Ａ　　問１２**通いサービスや宿泊サービスを利用している利用者が、小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護を利用することは認められない（訪問看護は、利用者の居宅において提供されるものであり、小規模多機能型居宅介護事業所に看護師が出向くような利用形態は認められない）。* | 適・否 |  |
| 19　社会生活上の便宜の提供等 | □　利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。　　◆平１８厚令３４第７９条第１項□　利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。　　◆平１８厚令３４第７９条第２項□　会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第７９条第３項 | 適・否 | 会報の送付【　有 ・ 無　】行事参加の呼びかけ【　有 ・ 無　】 |
| 20　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２６準用　①　正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 左記①又は②に該当する利用者【　有 ・ 無　】 |
| 21　緊急時の対　　応 | □　介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第８０条　◎　協力医療機関について　　◆平１８解釈通知第３の４（１２）　ア　通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】協力医療機関名（　　　　　　　　）協定書【　有 ・ 無　】 |
| 22　管理者の責　　務 | □　管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。　　　◆平１８厚令３４第２８条第１項、平１８解釈通知第３の３の３（４）準用□　管理者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第２８条第２項準用 | 適・否 | 管理者が掌握しているか。 |
| 23　運営規程 | □　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。　　◆平１８厚令３４第８１条、平１８解釈通知第３の４の４（１３）　①　事業の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）①準用　③　営業日（365日）及び営業時間（訪問サービス：24時間　通いサービス・宿泊サービス：営業時間）　　※　休業日を設けることは認められない。　④　登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員　⑤　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他費用の額　⑥　通常の事業の実施地域　　◎　客観的にその区域が特定されるものとすること。　⑦　サービス利用に当たっての留意事項　⑧　緊急時等における対応方法　⑨　非常災害対策　⑩　虐待防止のための措置に関する事項　◎　本主眼事項第４の40の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者　の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２１）⑥準用　⑪　その他運営に関する重要事項 | 適・否 | 直近改正　　　年　　月変更届の【　有 ・ 無　】★実際の運用との整合性【　適 ・ 否　】★重説と不整合ないか【　適 ・ 否　】□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業の実施地域□利用料・その他費　　用★その他費用について金額を明示しているか（実費でも可）【　適 ・ 否　】 |
| 24　勤務体制の確保等 | □　事業所ごとに、介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を月ごとに作成しているか。　　　◆平１８厚令３４第３０条第１項準用、平１８解釈通知第３の２の２（６）①準用□　指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によってサービスが提供されているか。　　◆平１８厚令３４第３０条第２項準用　※　ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない、調理、洗濯等については委託等できる。　　◆平１８解釈通知第３の３の３（６）②準用□　介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。　　　◆平１８厚令３４第３０条第３項準用□　その際、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３０条第３項　◎　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（６）③準用□　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３０条第４項準用　◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。　　ア　事業主が講ずべき措置の具体的な内容　　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。　　　ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　　ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。　　イ　事業主が講じることが望ましい取組について　　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２２）⑥準用 | 適・否 | 各月の勤務表【　有 ・ 無　】以下内容がわかるか□事業所毎の作成か□日々の勤務時間□常勤・非常勤の別□兼務関係研修記録【　有 ・ 無　】ハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】カスタマーハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】 |
| 25　定員の遵守 | □　登録定員、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供をしていないか。　　ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。　　なお災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。　　　◆平１８厚令３４第８２条第１項　◎　「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられる。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（１４）　　・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合　　・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合　　・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービス利用者数が定員を超える場合　　・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 | 適・否 |  |
| 26　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第1項準用□　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第２項準用□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第３項準用　◎　業務継続計画の策定等　　平１８解釈通知第３の二の二の３（７）準用　　①　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　　また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。　　②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。　　　ア　感染症に係る業務継続計画　　　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　　ｂ　初動対応　　　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　　イ　災害に係る業務継続計画　　　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　　ｃ　他施設及び地域との連携　　③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |  | 業務継続計画の有無・感染症【　有 ・ 無　】・非常災害【　有 ・ 無　】見直しの頻度（　　　　　　　　）□左記の必要な項目が網羅されているか研修の開催（年１回以上必要）【感染症】実施日　　　年　　月　　日【非常災害】実施日　　　年　　月　　日新規採用時の研修【　有 ・ 無　】訓練の実施（年１回以上必要）【感染症】実施日　　　年　　月　　日【非常災害】実施日　　　年　　月　　日 |
| 27　非常災害対策 | □　非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。　　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項　◎　非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（１６）□　火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項□　日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。　　　◆平１８厚令３４第８２条の２第２項、平１８解釈通知第３の４の４（１６）□　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項□　防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。　◎　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。　　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（１６） | 適・否 | 消防計画【　有 ・ 無　】風水害に関する計画【　有 ・ 無　】地震に関する計画【　有 ・ 無　】前年度の避難･救出訓練の実施回数⇒（　　）回（年2回以上の実施か）防火管理者氏名　　　　　　　　講習修了証【　有 ・ 無　】 |
| 28　衛生管理等 | □　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３３条第１項準用　◎　次の点に留意すること。　　イ　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　　ロ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　　ハ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）①準用□　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　ア　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　イ　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。　ウ　当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。　　　◆平１８厚令３４第３３条第２項準用　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　　　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。　　ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。　　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。　　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。　　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（９）②準用 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね６月に１回開催が必要開催日　　　年　　月　　日　　　年　　月　　日結果の周知方法感染対策担当者名（　　　　　　　）指針の有・無【　有 ・ 無　】研修及び訓練の開催年１回以上必要開催日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有　・　無　】 |
| 29　協力医療機関等 | □　あらかじめ、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めているか。　　　◆平１８厚令３４第８３条第１項、第２項□　協力医療機関・協力歯科医療機関は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所から近距離にあるか。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（１８）①□　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。　　◆平１８厚令３４第８３条第３項　◎　利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。　　◆平１８解釈通知第３の４の４（１８）② | 適・否 | 協力医療機関名（　　　　　　　　）協力歯科医療機関名（　　　　　　　　）後方支援施設名（　　　　　　　　）上記医療機関・施設との契約書【　有 ・ 無　】 |
| 30　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３２第1項準用□　上記の規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示代えることができる。　　◆平１８厚令３４第３条の３２第２項準用□　重要事項をウェブサイトに掲載しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３２第３項準用（令和７年度から義務化）。　◎　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条３項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、原則として、重要事項を当該指定通所介護事業所のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。　　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　　ロ　従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。　　◆平１８解釈通知第３の一３（２５）①準用 | 適・否 | 掲示【　有 ・ 無　】掲示でない場合は代替方法確認苦情対応方法も掲示あるかウェブサイト掲載は令和７年度から義務化（経過措置） |
| 31　秘密保持等 | □　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第１項準用□　事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第２項準用　◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨　を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２６）②　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第３項準用　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。　◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）③準用 | 適・否 | 従業者　　　　人中誓約書　　　　人分有利用者　　　　人中個人情報使用同意書　　　　人分有★家族の個人情報を用いる場合、家族の同意が得たことが分かる様式であるか【　適 ・ 否　】 |
| 32　広告 | □　事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３４準用 | 適・否 | パンフレット等内容【　適 ・ 否　】 |
| 33　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３５準用 | 適・否 |  |
| 34　苦情処理 | □　提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第１項準用、平１８解釈通知第３の１の４（２８）①準用□　苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第２項準用□　提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、南丹市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は南丹市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して南丹市が行う調査に協力するとともに、南丹市から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第３項準用　◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２８）②準用□　市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第４項準用□　提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第５項準用□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第６項準用 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】苦情受付窓口【　有 ・ 無　】苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示【　有 ・ 無　】苦情記録【　有 ・ 無　】市町村調査【　有 ・ 無　】直近年月日　　　　　　　　　国保連調査【　有 ・ 無　】直近年月日　　　　　　　　　 |
| 35　調査への協力等 | □　南丹市が定期的又は随時行う調査に協力しているか。　　　◆平１８厚令３４第８４条、平１８解釈通知第３の四の４（１９）□　市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆平１８厚令３４第８４条□　事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しているか。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１９） | 適・否 |  |
| 36　地域との連携等 | □　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第１項準用　◎　地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。　　◆平１８解釈通知第３の２の２（９）①　◎　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①　◎　指定小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二３（１０）①　◎　運営推進会議の効率化や、事業所間ネットワーク形成の促進等の観点から、次に揚げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。　◆平１８解釈通知第３の二の二３（１０）①　　イ　利用者等ついては匿名とするなど、個人情報･プライバシーを保護すること。　　ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。□　１年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行っているか。　　また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。　　◆平１８解釈通知第３の二の二３（１０）②　◎　実施に当たっては以下の点に留意すること。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１８）　　イ　自己評価は①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。　　ロ　外部評価は運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。　　ハ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。　　ニ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの記載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。　　ホ　指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。なお、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針一のハに規定するウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、準用される基準省令第３条の32に関する第３の一の４の(25)の①に準ずるものとする。□　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を作成し公表しているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第２項*Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６０**小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバーが毎回参加することが必要か。**→　毎回全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて適切な関係者が参加することで足りるものである。ただし、今年度より導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。**Ｈ27.４.1Ｑ＆Ａ　　問１６１**小規模多機能型居宅介護事業所が平成27年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している場合、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。**→　平成27年度に限り、指定外部評価機関との間で既に実施契約を実施している場合は、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議にて報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。*□　地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第３項□　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか　　　◆平１８厚令３４第３４条第４項　◎　市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２９）④準用□　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者がいる場合、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第５項　◎　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、本主眼第４の２の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならない。　　◆平１８解釈通知第３の１の４（２６）④準用 | 適・否 | 過去1年間の運営推進会議開催回数　　　　回中会議録　　　　回分有利用者等　　　　回出席地域住民　　　　回出席市職員又は地域包括支援センター職員　　　　回出席会議録の公表方法：　　　　　　　　　運営推進会議の合同開催【　有 ・ 無　】・自己評価　　　　月・運営推進会議においての外部評価　　　　月・左記のイ～ホの項目に留意しながら実施しているか。 |
| 37　居住機能を担う併設施設等への入居 | □　指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等、その他の施設へ入所等を希望した場合、円滑に入所等が行えるよう、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第８６条 | 適・否 |  |
| 38　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | □　業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。　◆平１８厚令３４第８６条の２　◎　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催　　　基準第86条の２は、介護現場の生産性の向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、３年間の経過措置期間を設けており、令和９年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　　本委員会は、生産性の向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性の向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。　　　また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましい。　　　あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することで差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業所との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催しているところもあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（２０） | 適・否 | 令和９年３月３１日までは努力義務（経過措置）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催の有無【　有 ・ 無　】 |
| 39　事故発生時の対応 | □　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第１項準用　□　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第２項準用　◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（３０）③準用□　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第３項準用　□　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（３０）①準用□　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の１の４（３０）②準用 | 適・否 | マニュアル【　有 ・ 無　】事故記録【　有 ・ 無　】事例分析しているか損害賠償事例【　有 ・ 無　】賠償保険加入【　有 ・ 無　】保険名：　　　　　　　　　　 |
| 40　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８の２準用　ア　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　　　・虐待の未然防止　　　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。　　　・虐待等の早期発見　　　　事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。　　　・虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。　　　　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）　　　　　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　　　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　　　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。　　　　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　　　　ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　　　　ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　　ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　　ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　　ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　　ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　　　②　虐待の防止のための指針(第２号)　　　　　事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　　　イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　　　　ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　　　ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　　ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　　ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　　ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項　　　　ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　　チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　　リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項　　　③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）　　　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。　　　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。　　　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）　　　　　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　　　　なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。　　　　(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３１）準用 | 適・否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無【　有 ・ 無　】開催日　　　年　　月　　日虐待の防止のための指針の有無【　有 ・ 無　】□左記の必要な項目が網羅されているか虐待の防止のための研修（年１回以上必要）　　　年　　月　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有 ・ 無　】担当者名（　　　　　　　　） |
| 41　会計の区分 | □　指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３９条準用　 | 適・否 | 事業別決算【　有 ・ 無　】 |
| 42　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　◆平１８厚令３４第８７条第１項　□　利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録（※）を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　　◆平２５市条例３９第１３条※　提供に関する記録　　◆平１８厚令３４第８７条第２項　　　①　居宅サービス計画　　②　小規模多機能型居宅介護計画　　③　提供した具体的なサービスの内容等の記録　　④　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　　⑤　市町村への通知に係る記録　　⑥　苦情の内容等の記録　　⑦　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　　⑧　運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録　◎　「その完結の日」とは、上記アからオまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、上記カの記録については、基準第34条第１項の運営推進会議を開催し、同条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１３）準用 | 適・否 | 市条例は５年間であることに留意（契約書等内の表記にも注意）左記①から⑧の記録【　有 ・ 無　】 |
| 43　電磁的記録等 | □　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第４の４及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。　　　◆平１１厚令３４第１８３条第1項□　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　◆平１１厚令３４第１８３条第２項　◎　電磁的記録について　　◆平１８解釈通知第５の１　　　基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。　　(1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　　(2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　(3) その他、基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。　　(4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◎　電磁的方法について　　◆平１８解釈通知第５の２　　　基準第183条第２項及び予防基準第90条第２項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。　　(1) 電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第11条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。　　(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　　(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　　(4) その他、基準第183条第２項及び予防基準第90条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、?から?までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　　(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | 適・否 |  |
| 第５　変更の届出等＜法第７８条の５＞ | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を南丹市長に届けているか。□　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | 適・否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。

　※「市予防条例」とは、「南丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第23号）を指します。